

## 令和4年第12回我孫子市農業委員会総会会議録

### 1. 日時場所

令和4年12月13日（火）午後2時00分

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

### 2. 委員の現在数

10名

### 3. 出席委員

1番 正木 善昭

2番 大井 栄一

3番 中野 栄

4番 三須 清一

5番 宮久保 勝

6番 森 茂

7番 川村 泉治

8番 根本 博

9番 大炊 三枝子

10番 田口 忠

### 4. 出席事務局職員

局長 柏木 幸昌

農地係長 遠藤 幸廣

主任主事 片桐 圭悟

主査 富塚 隆則

### 5. 会議に付した議案等

#### 審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画（案）について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について

#### 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 千葉県農業会議の諮問に対する回答について（農地法第5

条)

報告第5号 農地法の規定による許可を要しない土地の判定について

**三須清一会長** 改めまして、こんにちは。

本日は、お忙しい中、また、足元の悪い中、総会へのご出席お疲れ様です。

ただいまから令和4年第12回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、委員10名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

9番 大炊三枝子委員

10番 田口忠委員

よろしく願いいたします。

次に、本日の書記には、事務局職員の片桐主任主事を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

**事務局** それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、御審議いただく案件は、議案第1号から議案第3号までの合計3議案についてです。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」1件。

議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」新規設定6件、所有権移転2件。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更について」1件です。

以上で議案についての説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

**三須清一会長** 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の審議をしたいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和4年12月13日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をいたします。議案資料も1ページからとなります。

申請地は、〇〇字〇〇〇の地目畑1筆、面積は697平方メートルの賃借権を設定するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の東南側約600メートルに位置しています。

位置図は、議案資料の4ページを御覧ください。

譲受人は〇〇〇〇〇〇の方で、譲渡人は〇〇の方です。

農業経営規模を維持するため、賃借権を設定するものです。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、大炊第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

**大炊三枝子調査会長** 議案第1号について、調査結果を報告します。

第2調査会で譲受人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

譲受人の経営耕地面積は、借受地のみ0.7ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日で、妻も300日です。農用自動車、トラクター、管理機をそろえています。

経営農地については、全て効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第2調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号については原案どおり許可することに決定いたしました。

**三須清一会長** 次に、議案第2号「農用地利用集積計画(案)について」審議します。

なお、整理番号7番について〇〇〇委員が関係者となっております。〇〇〇委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき議事参与の制限があります。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」

下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているので、この会の意見を求めます。

提出日、令和4年12月13日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をします。議案資料は7ページからとなります。

農用地利用集積計画（案）の申請件数は、新規設定6件、所有権移転2件です。

整理番号1番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑3筆、〇〇字〇〇〇地先の地目畑1筆、合計面積は4,188平方メートルです。

権利の設定を受ける者は、特定非営利活動法人アビシエ b で、権利を設定する者は〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は全面積で〇万円です。

整理番号2番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑3筆、〇〇字〇〇〇地先の地目畑1筆、合計面積は3,434平方メートルです。

権利の設定を受ける者は、特定非営利活動法人アビシエ b で、権利を設定する者は〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は全面積で〇万〇,〇〇〇円です。

整理番号3番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑8筆、合計面積は5,779平方メートルです。

権利の設定を受ける者は、特定非営利活動法人アビシエ b で、権利を設定する者は〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は全面積で〇万〇,〇〇〇円です。

整理番号4番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑2筆、合計面積は938平方メートルです。

権利の設定を受ける者は、特定非営利活動法人アビシエ b で、権利を設定する者は〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は全面積で〇,〇〇〇円です。

整理番号5番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇字〇〇地先の地目田1筆、面積は1,203平方メートルです。

権利の設定を受ける者は〇〇〇〇〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇〇〇の方です。

借受期間は3年間、借賃は10アール当たり〇〇キログラムです。

整理番号6番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目畑1筆、面積は1,000平方メートルです。

権利の設定を受ける者は〇〇〇〇〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇〇の方です。

借受期間は3年間、借賃は全面積で〇, 〇〇〇円です。

整理番号7番、所有権を移転する農地は、〇〇〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、面積は2,731平方メートルです。

権利の設定を受ける者は〇〇の方で、権利を設定をする者も〇〇の方です。

整理番号8番、所有権を移転する農地は、〇〇字〇〇地先の地目田1筆、〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、〇〇字〇〇地先の地目田1筆、合計面積は9,441平方メートルです。

権利の設定を受ける者は、株式会社飯塚農場で、権利を設定する者は〇〇の方です。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、大炊第2調査会長から議案第2号の調査結果についての報告をお願いします。

**大炊三枝子調査会長** 整理番号1番、整理番号2番、整理番号3番、整理番号4番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地のみ約1.43ヘクタールで、農業従事日数は、スタッフ3人が年間260日です。トラクター、管理機、農用自動車等をそろえています。

整理番号5番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地を含め約3.87ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間50日、妻が30日、息子が40日、息子の妻が300日です。トラクター、コンバイン、農用自動車等をそろえています。

整理番号6番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地を含め約3.32ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間330日、妻が250日です。トラクター、農用自動車、管理機等をそろえています。

整理番号7番の所有権の移転を受ける者の経営面積は、借受地を含め約35.44ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間280日、父も280日、母も280日です。トラクター、コンバイン、農用自動車等をそろえています。

整理番号8番の所有権の移転を受ける者の経営面積は、借受地を含め約40.72ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間330日、妻も330日、母が30日です。トラクター、田植機、コンバイン等をそろえています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第2調査会では、権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより、議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」質疑に入ります。

整理番号1番から6番及び整理番号8番について、御意見がある委員は挙手をお願いします。

**中野栄委員** アビシェbさんの事業内容の項目のところに、施設の整備でハウスはあるんですけども、調整、出荷の設備はあるんですか。

**三須清一会長** 事務局、お願いいたします。

**事務局** 今現在は、まず草刈り程度の活動となっております。これから就農支援などを行っていきながら、本格的な出荷等の活動を行っていくこととなります。

**三須清一会長** よろしいですか。

**中野栄委員** 出荷はしているんですか。

**事務局** まだそこまでには至ってないようです。

**中野栄委員** まだ作付は行っていない。

**事務局** 作付等を行っているとは思いますが、要は、本格的に出荷をするまでには至っていないという段階です。

**中野栄委員** でもネギの皮むき器など2019年と2021年に1台ずつ購入していますが。障害者さんを雇用していなくて、自分たちで出荷しているということはないんですか。

**事務局** 先ほど説明させていただいたとおり、まだ本格的な出荷についてはこれからということになっております。

**中野栄委員** 分かりました。

**三須清一会長** よろしいですか。

**中野栄委員** はい。

三須清一会長 ほかにございませんか。

大井栄一委員 今のお話だと、2021年度決算報告書によるんですけれども、要は、売上等は、そういうのは所得目標、一応〇〇〇万円になっていますけれども、今現在はゼロということ考えてよろしいのですか。

三須清一会長 事務局、その件に関して分かりますか。

事務局 お答えさせていただきます。

こちらについては、当法人が、農業以外の事業も行っておりまして、そういったものを含めた数字となっております。

三須清一会長 よろしいですか。

大井栄一委員 分かりました。

三須清一会長 そのほかにありますか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、整理番号1番から6番及び整理番号8番については原案どおり決定することとしました。

次に、整理番号7番について質疑に入ります。

なお、〇〇〇委員が関係者となっています。

先ほど申しましたとおり、〇〇〇委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき、議事参与の制限がありますので、退出していただきます。

(〇〇〇委員退出)

整理番号7番について、御意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、整理番号7番については原案どおり決定することとしました。

〇〇〇委員を入室させてください。

(〇〇〇委員入室)

**三須清一会長** 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更について」審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の7ページをお開きください。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更について」、下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和4年12月13日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をします。議案資料は32ページからとなります。

令和4年10月11日開催の総会において許可決定したものの計画変更の承認申請です。

計画変更の内容は、今般の半導体不足による市況の影響により、申請内容の設備の取得が困難なため、太陽電池モジュールJINKO製540ワットをJAソーラージャパン545ワットへ、パワーコンディショナーHuawei 4.95キロワット10基からオムロン5.5キロワット9基に変更するものです。

それに伴い、機器の配置と工事期間に若干の変更が生じますが、事業費に変更はありません。

説明は以上です。

**三須清一会長** 以上で議案の説明が終わりました。

これより、議案第3号に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更について」採決します。

承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号は原案どおり承認することに決定いたしました。

**三須清一会長** 続いて、報告事項に移ります。事務局、報告をお願いします。

**事務局** それでは、報告いたします。

報告は第1号から5号までの5件です。

報告第1号は、「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、2件受理しました。届出事由は、障害者グループホームの建築が1件、店舗が1件です。

報告第2号は、「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、7件受理しました。届出事由は、住宅が5件、宅地分譲が1件、敷地の拡張が1件です。

報告第3号は、「農地法第18条第6項の規定による通知について」で、1件受理しました。通知の事由は、売買です。

報告第4号は、「千葉県農業会議の諮問に対する回答について（農地法第5条）」で、1件受理しました。許可相当と認めると答申がされました。

報告第5号は、「農地法の規定による許可を要しない土地の判定について」で、2件判定しました。事由は、原野化です。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 報告第1号から5号について、何か御意見がありましたら挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了しました。

これもちまして、令和4年第12回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。